

[木造建築物の組立て等作業主任者能力向上教育カリキュラム]

<対象者>

『木造建築物の組立て等作業主任者技能講習』を修了した者
(修了証の日付5年経過者)

<根拠法令>

労働安全衛生法第19条の2第2項及び基安発0209第2号

<カリキュラム>

講習内容		
1 . 最近の木造建築物の組立て等の作業の特徴	2 . 0	時間
2 . 木造建築物の組立て等の作業の安全化と工事用機械設備の保守管理	2 . 0	時間
3 . 災害事例及び関係法令	3 . 0	時間
合計	7 . 0	時間